Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「世界の北海道」を目指して ー北海道総合開発計画ー いのちとくらしをまもる 防 災 減 災



令和5年5月24日釧路開発建設部

報 道 機 関 各 位

違反車両2台の運転手に指導を実施

~特殊車両の取締りを行いました~

釧路開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両(一定の重さ・大きさを超える大型車両)の取締りを行いました。 計測車両3台のうち2台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の 老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」※に基づき、違反者対策の強化を進めています。

釧路開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 日 時 令和5年5月17日(水) 10:00 ~ 12:00
- 2 場 所 一般国道44号 尾幌車両計測所 (別紙参照)
- 3 取締結果 計測車両 全3台 うち違反車両 2台

(違反車両の内訳) 許可証不携帯 1台

無許可 1台

(指導の内容) 警告書交付 2台

【道路管理者からのお願い】

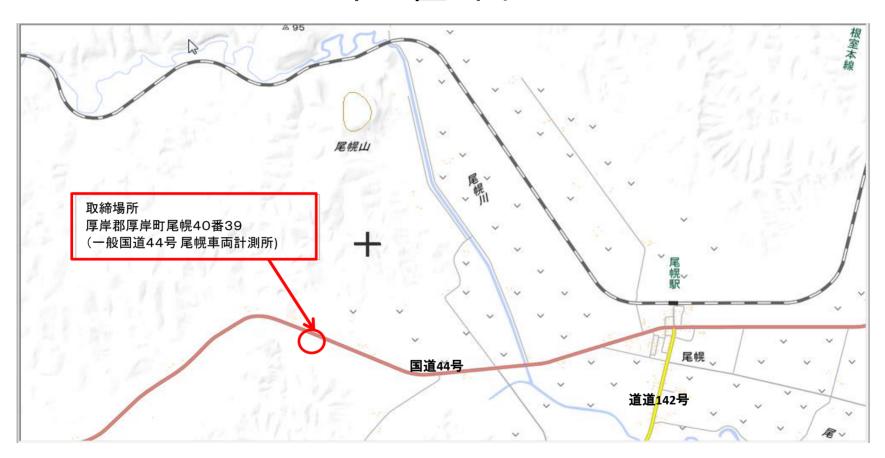
特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いしますとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部



位 置 図



出典:国土地理院ホームページ

令和5年5月17日(水) 特殊車両取締の様子

車両の計測



※車両の幅、長さ、高さ、重量を計測し、特殊車両通行許可証の内容を確認しました。